

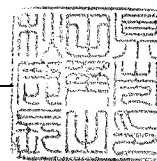
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年4月24日

鹿角市長

児 玉



1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ユニバース 代表取締役 三浦 紘一
青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース毛馬内店
鹿角市十和田毛馬内字中陣場101番地

(2) 変更した事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時00分～午後7時00分
変更後 午前6時00分～午後9時00分

(3) 届出年月日

平成30年4月9日

3 縦覧場所

鹿角市役所産業部産業活力課

4 縦覧期間

平成30年4月24日～平成30年8月23日
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く

5 意見書の提出先その他の問い合わせ先

鹿角市役所産業部産業活力課
電話 0186-30-0250
Eメール shoukou@city.kazuno.lg.jp